

彩の川研究会規約

第1章 総則

第1条

本会は、彩の川研究会（以下「本会」という。）と称する。

第2条

本会の事務局は、役員会の決定により必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条

本会は、埼玉県内の治水、利水及び河川文化を学習し彩の川づくりに寄与するとともに、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条

本会は前条の目的を達成するため、河川と人、自然、歴史の関わりや、各種河川施設の学習をする。また、各種の河川愛護団体との交流を行うとともに学習結果の発表を行う。

2 前項の実施組織として本会の下部に「サークル」を置くことができる。

第3章 会員及び役員等

第5条

本会は、公益社団法人日本河川協会の二種正会員で本会の目的に賛同するもので組織する。

第6条

本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 1) | 会長 | 1名 |
| 2) | 副会長 | 4名 |
| 3) | 監事 | 若干名 |
| 4) | サークル代表 | 1名 |
| 5) | <u>相談役</u> | <u>2名</u> |
| 6) | 幹事 | 若干名 |

第7条

会長は、総会において選任するものとする。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括するものとする。

第8条

副会長は、総会において選任するものとする。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第9条

監事は、総会において選任するものとする。

2 監事は、会計を監査する。

第10条

サークル代表、相談役及び幹事は、会長が指名する。

2 サークル代表は「サークル」で行うプロジェクトを統括する。

3 相談役は、「サークル」で行うプロジェクトの相談役を務める。

4 幹事の中から、幹事長及び会計を互選により選出する。

5 幹事長は会長の命を受け、幹事会を開催し、会務を処理する。

第11条

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第12条

本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に特に功労が有った者のうちから、役員会の推薦により委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ本会の運営について意見を述べるができる。

第4章 会議

第13条

会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。

2 会議は、会長がこれを招集する。

第14条

通常総会は毎年1回開催し、臨時総会及び役員会は会長が必要と認めたときに開催する。

第15条

会議の議長は会長があたる。

2 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第5章 会計

第16条

本会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

第17条

本会の規約の改正は総会において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成11年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約変更は平成13年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約変更は平成18年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約変更は平成23年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約変更は平成30年6月13日から施行する。